



すべての人の 人権が尊重される 豊かな社会に

あなたの個人情報は大丈夫？

血縁や婚姻、居住関係などを記した戸籍や住民票には、大切な個人情報管理されています。その戸籍などを本人が知らないうちに不正に取得する事件が発生しているのをご存じでしょうか？こうした不正取得を防ぐ手段として、全国で「本人通知制度」を導入する市町村が増えており、県内でもほとんどの市町でこの制度を利用できます。

狙われる個人情報

戸籍などには、出生や結婚、離婚、養子縁組など、個人の大切な情報が記されています。

万一、他人によって不正に取得されると、結婚や就職時の身元調査や詐欺、ストーカー行為などに悪用される恐れがあります。

戸籍などは本人と限られた家族しか請求できませんが、特定の国家資格を持つ人は職務上の請求を認められており、一部の業者による不正取得事件が発覚しました。

個人情報の不正取得による事件

2005年

：

行政書士による1,550通の戸籍などを不正取得する事件が発覚

2011年

：

法務事務所が仲介業者を通じ、全国の調査会社からの依頼を受け、1万件以上にのぼる戸籍謄本を不正取得していた事件が発覚



そこで、

本人以外の第三者による戸籍などの不正取得をなくすために...

本人通知制度 ができました！

この制度により、不正請求の早期発見や事実関係の究明が可能となり、人権侵害につながる身元調査の未然防止にもつながります。



個人情報は自分で守るのだ！



人権啓発キャラクター
ジンケンダー



あなたの個人情報を守る 本人通知制度ってどんな制度?

本人通知制度は、**戸籍**などが第三者に交付された時に、本人へ知らせてくれる制度です。

私の個人情報、誰かに
見られているかも…?

ご本人(登録者)

本人通知の
事前登録

交付請求

市役所・町役場

交付の通知

審査のうえ交付

交付請求者
(代理人・第三者)

この間依頼した
手続きの関係ね。

納得!

通知

本人通知制度で
不正取得がばれてしまう!
もう止めておこう…。

【本人通知制度の仕組み】

1 事前登録

誰かが戸籍や住民票を取ったという通知を希望する人は、市役所・町役場に事前に登録する。

2 第三者による戸籍などの取得

本人以外の代理人や第三者が、登録している人の戸籍の写しなどを取る。

3 登録者への通知

市役所・町役場が、戸籍謄本や住民票を交付したことを、登録した本人に通知する。

ジンケンダーからひとこと

自分の個人情報について考えてみるのー!



問い合わせください。

本人通知制度の登録について、考えてみませんか。(登録を希望される方は、お住まいの市町にお問い合わせください。)

おく必要があります。

個人情報が流出すると、どのようなことが起こるのか、またどうしたら自分の個人情報を守るのか。自らの人権を守り、安心して暮らすためには、それを知っておく必要があります。

ます。

個人情報が流出すると、どのようなことが起こるのか、またどうしたら自分の個人情報を守るのか。自らの人権を守り、安心して暮らすためには、それを知っておく必要があります。

通知した事案は566件ありました。

すでに制度を導入した17市町では、平成27年5月末現在、5,693名の方が事前登録を行っています。平成27年5月末まで、県内において、代理人や第三者が取得したことを受け、本人に通知した事案は566件ありました。